項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、

同法第十五

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号) 第十五条第

第二千八百十四号

八月三日

産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請 告 目 示 次

公

保安林の指定予定......

林

政

(環境政策課) ...

液状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札....... 粒状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札. 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要...... 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示..... (保健衛生課) (港湾空港課) ... (経営支援課) ... 同 . :: : ≕.  $\equiv$ Ħ.

道路の位置の指定..... 県上 県西 民地 局域 :

六

選挙管理委員会

右

同

出

先機 関

八戸市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査

の申立てに係る裁決.....

事

務

局 ::

L

示

青森県告示第五百八十一号

条第四項の規定により次のとおり告示する。 平成十九年八月三日

申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県知事

Ξ

村

申

吾

1

有限会社ソフトインライフ五戸

2 住所

三戸郡五戸町字応田十三番地二

代表者の氏名

3

代表取締役 藤代 芳樹

産業廃棄物処理施設の設置の場所

=

産業廃棄物処理施設の種類

Ξ

三戸郡五戸町字応田十三番一、十三番二、十三番三、十三番四

汚泥の焼却施設

廃油の焼却施設

廃プラスチック類の焼却施設

産業廃棄物の

焼却施設

兀 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

ずは感染性産業廃棄物に限る。) 廃油、 び陶磁器くず (これらのうち感染性産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。 繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及 燃え殻、 廃酸、廃アルカリ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器く 汚泥、 廃油、廃酸、 廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、

五 申請年月日

平成十八年十月二十日

申請書及び産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影

響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

青森県環境生活部環境政策課

2

提出先

五戸町保健衛生課

三八地域県民局地域連携部八戸環境管理事務所

七 2 3 意見書の提出

平成十九年八月三日から同年九月二日まで

午前八時三十分から午後五時まで

保全上の見地からの意見書を提出することができる。 当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の

提出期限 平成十九年九月十六日

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号

記載事項 青森県環境生活部環境政策課

報

県

森

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類

4 言語

青

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第五百八十二号

|百四十九号) 第三十条の二第一項の規定により告示する。 次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法 (昭和二十六年法律第

平成十九年八月三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

保安林予定森林の所在場所

青森市大字荒川字寒水沢一の六

保安林指定の目的

水源のかん養

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めない。

2 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3

立木の伐採の限度

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市 次のとおりとする。

役所に備え置いて縦覧に供する。)

公

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成十九年八月三日

物品等の名称及び数量

青森県知事

Ξ

村

申

吾

抗インフルエンザウイルス薬 (リン酸オセルタミビル製剤) 六十万カプセル

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

=

青森市長島一丁目一の一 青森県健康福祉部保健衛生課

Ξ 契約の方法

随意契約

兀 契約の相手方を決定した日

平成十九年七月二十日

第2814号

第 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

七

随意契約の理由

億四千百七十五万円

六

契約金額

東京都北区浮間五丁目五の一

五

契約の相手方の名称及び住所

中外製薬株式会社

契約の相手方を決定した手続

国内で唯一当該物品を販売している者を契約の相手方としたものである。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成十九年八月三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ野辺地店

上北郡野辺地町字二本木四六の一先

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜ファー マシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

意見の概要

県の意見なし

意見書の縦覧

兀

場 所

青森県商工労働部経営支援課及び野辺地町役場

2 期間

平成十九年八月三日から同年九月三日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、野辺地町役場にあっては、その執務時間内とする。

粒状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年八月三日

一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書

青森県知事

Ξ

村

申

吾

による。

粒状凍結防止剤 二百八十トン程度

納入期間

平成十九年十一月一日から平成二十年三月三十一日まで

納入場所

Ξ

青森空港管理事務所 入札に参加する者に必要な資格

四

い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな

平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号 (物品等の競争入札参加資格)

の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3

2

ていない者であること。 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受け

購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であるこ

五 入札書の提出場所等

人札書の提出場所、 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わ

青森市大字大谷字小谷一の五

六

2 青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所 〇 七 七三九二二二

3 入札書の提出期限

平成十九年九月十四日 午後五時十五分

開札の場所及び日時

場所

青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所会議室

 $(\Box)$ 

平成十九年九月二十一日

なお、時間は入札説明書による。

入札保証金及び契約保証金に関する事項

人札保証金及び契約保証金は免除する。

契約書の取り交わしの時期

報

七

落札決定の日から七日以内とする。

八 落札者の決定方法

県

青

九

その他

森

買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 九の3の規定により落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、 売

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 購入物品に係る証明書等の審査

ればならない までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなけ 空港管理事務所長に提出し、審査を受けなければならず、また、開札日の前日 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森

明を求められた場合には、これに応じなければならない 書を入札書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、 ればならず、また、開札日の前日までに当該品質規格仕様書の内容に関する説 入札への参加を希望する者は、 入札説明書に基づき購入物品の品質規格仕様 審査を受けなけ

(↑及び□の審査結果については、当該提出者に対して書面により通知する。 (↑及び□の説明並びに内容の変更等に応じない者は当該入札に参加すること

ができないものとする。

3 落札対象

規格仕様書に係る入札書のみを落札対象とする。 購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断した2の〇の品質

4 入札の無効

へ札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

5 入札書の記載方法

反した入札は、

無効とする。

札書に記載すること。 札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入 該金額に一円未満の端数があるときは、 入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額 (当 八札書記載金額は、一トン当たりの価格とする。なお、落札決定に当たっては、 その端数を切り捨てた金額)をもって落

SUMMARY

Nature a n d quantity 0 f t h e products

 $\leftarrow$ 0 σ ው purchased:

f o r

Anti-icer

runwa

S

0 l i d

2 Delivery Period

rom November 1,2007 t o March 31,2008

Time limit f o r tender:

ω

5 . 1 5 P. ≤ September 4 2007

Conta o t Point f o r t h e noti  $\cap$ 

4

Aomori

Airport Administration

Office

Kotani Otani

omori City, Aomori 0 ω 0 - 0

APAN

 $\dashv$ Ē 017-739-212

液状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年八月三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

一般競争入札に付する事項

による。 次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、 入札説明書

液状凍結防止剤 二百七十キロリットル程度

納入期間

平成十九年十一月一日から平成二十年三月三十一日まで

納入場所

青森空港管理事務所

兀 入札に参加する者に必要な資格

1 、者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな

2 平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号 (物品等の競争入札参加資格) 一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 ていない者であること。 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、 知事の指名停止の措置を受け

購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であるこ

ħ 入札書の提出場所等

入札書の提出場所、 入札説明書の交付場所、 契約条項を示す場所及び問い合わ

青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所

電話 〇一七 七三九 二二二二

2 入札書の提出期限

> 平成十九年九月十四日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

青森市大字大谷字小谷

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所会議室

 $(\Box)$ 

平成十九年九月二十一日

なお、時間は入札説明書による。

入札保証金及び契約保証金に関する事項

六

入札保証金及び契約保証金は免除する。

契約書の取り交わしの時期

七

落札決定の日から七日以内とする。

八 落札者の決定方法 九の3の規定により落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、

買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

売

その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 購入物品に係る証明書等の審査

ればならない。 空港管理事務所長に提出し、審査を受けなければならず、また、開札日の前日 までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなけ 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森

明を求められた場合には、これに応じなければならない 書を入札書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、 ればならず、また、開札日の前日までに当該品質規格仕様書の内容に関する説 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき購入物品の品質規格仕様 審査を受けなけ

→及び□の審査結果については、 当該提出者に対して書面により通知する。

→及び□の説明並びに内容の変更等に応じない者は当該入札に参加すること

落札対象

ができないものとする。

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断した2の〇の品質

規格仕様書に係る入札書のみを落札対象とする。

### 4 入札の無効

反した入札は、 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違 無効とする。

## 入札書の記載方法

5

る金額を入札書に記載すること。 をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当す た金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、 たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算し **人札書記載金額は、一キロリットル当たりの価格とする。** その端数を切り捨てた金額) なお、 落札決定に当

## SUMMARY

ature a n d quantity o f t ወ products

#### 0 b e О urch sed

県

П

. u i d Anti-icer f o r runway

 $\Box$ e 1 i v ery Period

青

П

0 M

November

2007

t o

March

ω 1 ,

200

森

2

Time imi t for tender:

ω

P.≤ September 1 4 , 2007

onta C t Point f o r t h e notice

4

omori Aırport Administration Office

Kotani Otani

omori City, Aomori 0 0 - 0 1 5

## APAN

出

先

機

関

# 西北地域県民局告示第二号

月青森県規則第二十号) 第十七条の規定により公示する。 次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則 (昭和三十六年二 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号の規定により、

及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図面は、 青森県県土整備部建築住宅課、 西北地域県民局地域整備部

## 平成十九年八月三日

西北地域県民局長

神

豐

勝

| のケ沼川<br>五所川原市大<br>の大 | 位             |  |  |
|----------------------|---------------|--|--|
| の三及び一九一九子字七ツ館字鶴      | 置             |  |  |
| ル五<br>・<br>六         | 延             |  |  |
| 六八メート                | 長             |  |  |
| 六・〇四                 | 幅             |  |  |
| 〇四メートル               | 員             |  |  |
| 元平<br>・成<br>÷<br>≖   | 年指<br>月<br>日定 |  |  |
|                      |               |  |  |

上北地域県民局告示第四号

月青森県規則第二十号) 第十七条の規定により公示する。 次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則 (昭和三十六年) 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号の規定により、

及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部

平成十九年八月三日

上北地域県民局長 北 村

収

| 選挙管理委員会           | 選挙管理 | の三の一部十五番町一三一 | 一の一十和田市西二十一番町二四 | 位置            |
|-------------------|------|--------------|-----------------|---------------|
|                   | 委    | _            | 四               |               |
| \<br><del>-</del> | 員    | ルセー・         | ル八六・            | 延             |
|                   | 会    | - 七二・八四メート   | ルボ・二三メート        | 長             |
|                   |      | 六・〇〇メートル     | 六・〇〇メートル        | 幅             |
|                   |      | メートル         |                 | 員             |
|                   |      | "            | 元平成・元           | 年指<br>月<br>日定 |

青森県選挙管理委員会告示第八十六号

五条の規定により告示する。 に対し、次のとおり裁決したので、 八戸市大字大久保字大山三番地一六九吉田淳一ほか二名から提起された審査の申立て 平成十九年四月二十二日執行の八戸市議会議員一般選挙における当選の効力に関し、 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第二百十

平成十九年八月三日

青絲県選挙管理委員会委員長 Ш 村 能 人

決

裁

八戸市大字大久保字大山三番地一六九

審查申立人

吉

田

淳

一 (六十歳)

八戸市大字大久保字長沢八番地六七

審查申立人

慶

長

隆

夫 (六十歳)

八戸市大字大久保字長沢八番地一〇八

審查申立人

泉

Щ

隆

司

(六十歳

八戸市大字大久保字大山三番地一六九

右審査申立人総代

田 淳

会は、 執行の八戸市議会議員一般選挙の当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員 右審査申立人から、 次のとおり裁決する。 平成十九年六月六日付けをもって提起された同年四月二十二日

主 文

> この審査の申立てを棄却する。 審査の申立ての要旨

理委員会 (以下「市委員会」という。) に対して異議の申出をしたところ、 議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)の当選の効力に関し、 審査申立人 (以下「申立人」という。) は、平成十九年四月二十二日執行の八戸市 同年五月十六日付けをもって棄却の決定 (以下「原決定」という。) 八戸市選挙管 を行った。 市委員会

求める審査の申立てをしたものである。 最下位当選人豊田美好 (以下「豊田候補」という。) の当選を無効とする旨の裁決を 申立人は、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、 本件選挙の

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

が存在している可能性があるというものである。 博司候補の有効投票の中に申立人である吉田淳一候補に投票したと思われる有効投票 本件選挙における無効投票、単に「吉田」と記載された投票 (あん分票) 及び吉田

決 の 理由

その梱包及び封印に異常のないことを確認した上で、開披点検を行った。 により提出を求め、 博司候補の有効投票、吉田淳一候補の有効投票及び豊田候補の有効投票について職権 所内において、市委員会が保管する本件選挙の無効投票、あん分とされた投票、吉田 させる機会を与え、その陳述を聴取するとともに、平成十九年七月十六日、八戸市役 行政不服審査法第二十五条第一項ただし書の規定により、申立人に口頭で意見を述べ 立てにより公職選挙法 (以下「法」という。) 第二百十六条第二項において準用する 徴し、申立人に送付した上で反論書の提出を求め、これを徴した。また、申立人の申 当委員会は、この審査の申立てを受理し、市委員会に弁明書の提出を求め、これを 市委員会委員長以下全委員の立会い及び申立人の参観のもとに、

規定の趣旨にのっとり、その効力及び帰属について厳正公平に検討した。 ての投票について、法第六十八条の規定に反しない限りにおいて法第六十七条後段の 認した上で、申立人が申立理由において主張する投票のみならず、提出を求めたすべ 開披点検においては、提出を求めた投票の数が選挙録記載のとおりであることを確 このような観点から審査した結果は、次のとおりである。

申立理由について

投票は存在しなかった。 点検したすべての投票には、 申立人が主張する吉田淳一候補の有効投票とすべき

二 投票の効力に検討を要すると判断した投票について

検討した上、次のとおり判断した。別記一から別記十二までの十二票を認め、当該投票を写真撮影及び複写して慎重に当委員会は、投票を点検した結果、投票の効力について検討を要するものとして

# (1) 別記一の投票について

を記載したものとして、無効投票と解する。を記載する欄外に「カルビハウスいきて~」との記載が認められ、いわゆる他事別記一の投票は、豊田候補の有効投票中に存在したものであるが、候補者氏名

# 2 別記二から別記十までの投票について

したがって、これらの九票は、吉田博司候補の有効投票と解する。 したがって、これらの九票は、吉田博司候補の有効投票と解する。 したがって、これらの九票は、吉田博司候補の有効投票と解する。 したがって、これらの九票は、吉田博司候補の有効投票と解する。 したがって、これらの九票は、吉田博司候補の有効投票と解する。 したがって、これらの九票は、吉田博司候補の有効投票と解する。 したがって、これらの九票は、吉田博司候補の有効投票と解する。

# ③ 別記十一の投票について

て無効と解する。 候補がいることから、山名文世候補の氏と吉田博司候補の名を混記したものとし投票は、「山名ひろじ」と記載したものと認められ、本件選挙において山名文世別記十一の投票は、吉田博司候補の有効投票中に存在したものであるが、この

# 4 別記十二の投票について

按分して加えることを規定しているのであるが、本来かかる投票は、候補者の何を記載した投票を有効とし、開票区毎に当該候補者のその他の有効投票に応じてする投票の効力について規定している法第六十八条の二については、「同条は、する投票の効力について規定している法第六十八条の二については、「同条は、別記十二の投票は、吉田博司候補と吉田淳一候補にあん分された投票中に存在

効と解する。 な考慮を要することはいうまでもない。」 補者に「古田」の氏名、氏又は名を有する者はいないことから、この投票は、 適用することはゆるされないものといわなければならない。 裁判所第三小法廷判決) と判示されており、 判断についての例外的規定であって、その適用範囲を拡大するについては、 の意思に合致するものとは断定できないのである。 選挙人の意思を推定して有効としているのであって、その結果は必ずしも選挙人 人を記載したかを確認し難い投票として無効とすべきにかかわらず、 (昭和三十七年十二月二十六日、 本件投票のような場合にまで同条を いわば、 また、 同条は、 本件選挙の候 立法政策上、 投票の効力 最高 無

# 開披点検の結果による候補者の有効投票数の異動について

Ξ

候補の有効投票数は、次のとおりとなる。(前述したとおり、当委員会の判断の結果、豊田候補、吉田博司候補及び吉田淳一)

## 豊田候補の有効投票数

(1)

定された一、八三〇票から一票を減じた一、八二九票となる。 豊田候補の有効投票数は、本件選挙の選挙会 (以下「選挙会」という。) で決

う。) 吉田博司候補のあん分以外の有効投票数 (以下「吉田博司候補の基礎票」とい

(2)

三一四票となる。 吉田博司候補の基礎票は、選挙会で決定された二、三〇六票に八票を加えた二、

吉田淳一候補の基礎票は、選挙会の決定どおり一、八二三票である。

てあん分して加えると、吉田博司候補の有効投票数は、二、三二一・二七一票、た十四票から一票を減じた十三票となり、この十三票を各候補者の基礎票に応じ吉田博司候補と吉田淳一候補のあん分の対象となる票数は、選挙会で決定され④ 吉田博司候補及び吉田淳一候補の両候補のあん分票を加えた有効投票数

求める申立人の主張には理由がない。数を下回ることとなり、原決定を取り消し、豊田候補の当選を無効とする旨の裁決を以上の結果から、次点者である吉田淳一候補の有効投票数は、豊田候補の有効投票

吉田淳一候補の有効投票数は、

一、八

八・七

一八票となる

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

別記一

平成十九年四月二十二日執行

八戸市議会議員一般選挙投票

候等者でない者の氏部は、雷かないこと。 候補者の氏部は、懶成に「人書くこと。

青森県選挙管理委員会委員長

Ш 村

能 人

別記二 候補者氏名

候補者氏名

別記五

候補者氏名

別記四

候補者氏名 ナロ

候補者氏名 古口 国

別記六

候補者氏名

別記三

別記九

別記七

別記者古田ひろレ

製造者 古田 ひろし

候補者氏名

展 まP田 ひ ろ し

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭

別記十二

別記八



別記十一